

マイレージポイント付与終了に伴うよくあるご質問

Q 1 事業者など多頻度利用者に対する割引はなくなるのか。

A 1 多頻度利用者に対する割引として、「ETC コーポレートカード割引（事業者向け）」は引き続きご利用いただけます。詳細については、西日本高速道路(株)ホームページの大口・多頻度割引をご確認ください。

Q 2 マイレージポイントの有効期限はいつなのか。

A 2 ポイントの有効期限（還元額に交換できる期間）は、ポイントが付いた年度（4月～翌年3月）の翌年度末までです。例えば、令和7年3月20日に付いたポイントの有効期限は令和8年3月31日までとなりますので、それまでに還元額への交換をお願いします。



Q 3 最低交換単位（200ポイント）に満たないマイレージポイントはどうなるのか。

A 3 最低交換単位（200ポイント→100円）に満たないポイントは失効となりますのでご了承ください。

Q 4 他道路事業者の利用により付与されたマイレージポイントと合算して還元額に交換することはできないのか。

A 4 道路事業者間でポイントを合算することはできません。マイレージサービスは、道路事業者ごとに割引を行うサービスのため、ポイントの貯まり方がそれぞれ異なり、貯まったポイントは各道路事業者が定めた方法で還元額（無料通行分）に交換できるものとしておりますのでご了承ください。

Q 5 ポイントから交換した還元額の有効期限はいつなのか。

A 5 還元額に有効期限はありません。ただし、ポイント数や還元額が730日間（約2年間）増減しなかった場合、マイレージサービスの登録は取り消しになります。このとき、還元額も消滅しますのでご注意願います。

Q 6 神戸市道路公社の利用により付与されたポイントから交換した還元額は、令和8年度以降も引き続き利用できるのか。

A 6 神戸市道路公社のほか、他のETCマイレージサービスに参加する事業者が管理する道路において、令和8年度以降も引き続き通行料金の支払いに利用できます。